

雲南つながる体験プログラム事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、雲南市への移住希望者及び関係人口になりうる者等に対し、雲南市への理解を深め移住の契機及び関係人口となるよう、生活環境や雰囲気等を体験できる機会を提供することにより、移住促進及び関係人口拡大を図ることを目的とする。

(利用要件)

第2条 雲南つながる体験プログラム（以下「事業」という。）を利用する者は、次の各号に掲げる全ての内容を実施しなくてはならない。

- (1) 雲南市移住担当窓口での相談
- (2) 半日以上の体験プログラム

(利用資格)

第3条 事業を利用できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 雲南市外に居住し、雲南市への移住を検討している者、もしくは深く継続的な関わりを持とうとする者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと。

(3) 未成年の者にあつては、保護者の承諾を得られていること。

(利用期間)

第4条 利用期間は、1回当たり1泊2日とする。

(利用料金)

第5条 事業を利用する者は、次の各号に掲げる費用を負担しなくてはならない。

- (1) 雲南市に至るまでの交通費
- (2) 食事にかかる費用
- (3) その他会長が必要と認める費用

(利用の制限)

第6条 利用回数は、同一世帯に対して、原則として2回までとする。

(利用申請)

第7条 事業の利用申請について、以下のとおりとする。

(1) 事業を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申込み用ウェブフォーム（以下「専用フォーム」という。）により申請を行わなければならない。

(2) 申請者は、前項の申請にあたり、本要綱及び専用フォームに掲げる注意事

項並びに遵守事項に同意しなければならない。

(3) 申請の期限は、原則として利用希望日の初日を含む1か月前までとする。

(利用決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者との協議を経て確定した行程表等の提示（通知）をもって利用の決定とする。

2 会長は、前項の規定により利用決定を行った場合は、1回当たり5万円を上限に事業を実施する。

(利用者の遵守事項)

第9条 前条による利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用施設の利用について、各施設の規約及び各施設管理者が必要と認める事項を守らなければならない。

(利用決定の取消及び消滅)

第10条 会長は、利用決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する利用資格を満たさないことが判明したとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 注意事項又は誓約事項に違反する行為があったとき。

2 会長は、前項の規定により利用決定を取り消した場合において、既に発生した費用があるときは、その全額を利用者に請求するものとする。

3 天災等その他やむを得ない事由により、事業の実施ができなくなった場合は、第9条の規定による利用決定は効力を失う。この場合において、事業の中止に伴い既に発生した費用については、雲南市ふるさと定住推進協議会（以下「協議会」という。）がこれを負担することができる。

(事故免責)

第11条 利用者が、自己の責めに帰すべき原因により、事故を生じさせた場合又は利用施設に損害を与えた場合において、協議会はその責任を負わないものとする。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(利用の中止及び変更)

第12条 利用者の都合により、事業の利用を中止又は変更しようとする場合は、中止の場合にあっては利用開始日の10日前までに、行程の変更にあっては3日前（土日祝日を除く。）までに協議会へ申し出なければならない。

2 前項の期限を過ぎてからの利用者の都合による中止又は変更により、手配済みの宿泊施設や体験プログラム等において費用が発生した場合は、その全額を利用者の負担とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。